

令和4年11月11日 開会

令和4年11月11日 閉会

令和4年11月（第2回）

宇部・山陽小野田消防組合議会定例会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
一般質問	3
議案第11号について	15
議案第12号について	17
報告第2号について	18
閉 会	18
署 名	19

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問（順位第1番から2番まで）
 - 第1番 岩村 誠 議員
 - 第2番 前田 浩司 議員
- 第4 議案第11号について（上程、提案理由の説明、監査委員の決算審査意見の報告、質疑・討論・採決）
 - 議案第11号 令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第5 議案第12号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・採決）
 - 議案第12号 令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第3回）
- 第6 報告第2号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・採決）
 - 報告第2号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第4号））

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（9名）

1番	岩村誠君	2番	兼広三朗君
3番	長谷川耕二君	4番	藤井岳志君
5番	古豊和恵君	6番	前田浩司君
7番	山下則芳君	8番	山田伸幸君
9番	笠井泰孝君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	篠崎圭二君	副管理者	藤田剛二君
監査委員	廣中昭久君	会計管理者	古谷栄識君
消防局消防長	石部隆君	消防局次長	内田貢君
消防局参事	床本晋二君	消防局参事	中村淳二君
消防局参事	橋本俊昭君	消防局総務課長	藤井信輔君
消防局情報財政課副課長	西明男君	消防局警防課長	弓立宏二君
消防局予防課長	榎原英樹君	消防局通信指令課長	西村隆文君
宇部西消防署長	竹内伸君	山陽消防署長	中尾勝彦君

事務局職員出席者

消防局総務課副課長 内田陽二君 消防局総務課係長 原田高宏君

午前10時00分開会

○笠井議長 おはようございます。これより、令和4年11月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を開会いたします。

○笠井議長 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○笠井議長 この際、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局 事務局から報告いたします。

本日の出席議員数は9名でございます。

次に、本定例会の付議事件について申し上げます。本日付けをもちまして、管理者から令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件ほか2件の議案等の提出がありました。

次に、一般質問の通告は、岩村誠議員、前田浩司議員から通告書の提出がありました。

次に、監査委員の議会に対する報告について申し上げます。令和4年10月27日付けをもちまして、お手元に配布のとおり例月出納検査の結果に関する報告がありました。

以上で、報告を終わります。

○笠井議長 以上で、諸般の報告は終わりました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○笠井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において山下則芳議員、山田伸幸議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○笠井議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日11日の1日のみとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○笠井議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日のみと決定いたしました。

日程第3 一般質問

○笠井議長 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。まず、順位第1番、岩村議員の質問席への移動、発言を許します。岩村議員。

（岩村議員、質問席に移動）

○岩村議員 皆さん、おはようございます。宇部市議会の岩村です。

通告に従いまして、2回目以降一問一答方式で職場環境改善の取組について一般質問をさせて

いただきます。

まず、令和4年1月に厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部から出されたハラスメント対策資料の一部を読ませていただきます。

職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。

また、企業にとっても職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながったりと、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。職場のパワーハラスメントについては、2020年に厚生労働省が実施した職場のパワーハラスメントに関する実態調査によると、過去3年以内にパワーハラスメントを受けたことがあると回答したものは31.4%でした。また、都道府県労働局における2020年6月の労働施策総合推進法施行後のパワーハラスメントの相談件数は1万8,000件、いじめ・嫌がらせの相談件数も2020年度には約8万件である等、対策は喫緊の課題となっています。事業主の方は、これまで職場におけるセクシュアルハラスメント等の防止措置を講じてきた経験を生かしつつ、パワーハラスメント防止対策についても、必要な措置を講じてください。また、働く人自身も、上司、同僚、部下をはじめ、取引先と仕事をしていく中で、関わる人たちをお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心掛けましょうという内容です。

このように今、全国の企業でのハラスメント対策は待ったなしで行われております。そんな中、宇部・山陽小野田消防組合でも、ハラスメントの撲滅等、組織を挙げて職場環境改善に取り組まれています。我々組合議員としても、この状況をしっかりと把握し、住民の安心・安全が確保されるよう、職員が不健全なストレスを受けることのない環境で働くことができ、健全な消防行政として機能していくよう監視していかなければならないと考えております。

そこで、次の質問をさせていただきます。職場環境改善の取組について、第1点、令和3年度及び令和4年度の進捗状況、第2点、職場環境改善に関するアンケート結果と活用、第3点、今後の取組、以上で最初の質問を終わります。答弁よろしく願いいたします。

○笠井議長 石部消防長。

○石部消防長 それでは岩村議員の御質問にお答えをいたします。

職場環境改善の取組について、第1点、令和3年度及び令和4年度の進捗状況についてでございますが、本消防組合では平成31年1月に自死した職員から託された思いを尊重し、組織の改善に全力で取り組んでいるところです。

また、全職員が住民の生命と財産を守るという使命を各々でしっかりと認識をして、厳しい訓練や日々の消防業務を遂行しています。危険な現場で命を救う場面の多い仕事だからこそ、ともに活動する職員同士の信頼関係が必要不可欠であるとも考えています。

そのようなことから、本消防組合では職場環境改善を組織として対応すべき課題として認識し、令和3年度から職場環境改善の担当として宇部市職員の派遣を受け、組織を挙げて、さらに風通しの良い職場環境づくりや働き方改革に取り組んでいます。

令和3年度の主な取組としましては、職員の切実な声を聴き取るため、本消防組合管理者ホットライン等の相談窓口の拡充と職員への周知を図るとともに、ハラスメントと職場環境の現状を把握して、今後の取組に活かすため職員アンケートを実施しました。

また、職員の意見を本消防組合の運営に役立て、組織の活性化を図ることで、職場の環境を改善することを目的として、各所属から選出された係長職以下15人の職員を委員とした職場環境改善検討委員会を設置しました。ここでは、火災予防に関する事務等で簡素化できるものの検討を行い、また、消防署ごとに存在していたルールを統一化する等、改善を図ったところです。

令和4年度におきましても、新たに消防長と若手職員や希望する職員との面談の機会を設けるとともに、3か月ごとに自らの行動を振り返るセルフチェックを開始しました。

また、職場環境改善検討委員会を継続して設置し、令和4年度は新たな試みとして、新委員16人を4班に分けて、「職員の教育に資すること」、「職場のコミュニケーション活性化」、「事務事業の合理化、費用削減」、「安全衛生の向上策」の4つのテーマについて検討を行い、報告書にまとめることとしています。

さらに、休暇についても、過去3年間において年平均1人約11.7日取得できる環境を醸成しており、この日数は厚生労働省が令和2年に発表した労働者全体の有給休暇取得率の平均約11日と同数となっています。

また、令和4年4月1日から段階的に育児休業制度が改正されておりますが、新制度後、男性職員1人がこの制度を活用して育児休業を取得しています。

このように、職場環境について職員が考え職員の手で少しずつではありますが、着実に改善しているものと考えております。

また、施設面においても2棟の新庁舎建設事業を進めており、仮眠室の個室化も同時に進める等、ハード面の整備においてもあわせて環境の改善に努めているところです。

なお、職場環境改善の取組は組織内部のことではありますが、ひいては住民の安心・安全につながることから、3か月ごとに管理者の定例記者会見で主な進捗状況を公表するとともに、組合議会議員へ報告させていただいております。

それでは第2点、職場環境改善に関するアンケート結果と活用についてでございます。

職場でのハラスメントが、社会問題化する中、万一、発生した場合の迅速かつ適切な対応とともに、ハラスメントを未然に防ぐため、明るく活力のある職員の育成と風通しのよい職場づくりが極めて大事であると考えています。

そのようなことから、本消防組合ではハラスメントに関するアンケートを実施しており、令和3年度はその要因を探るため、職場環境に関して職員間のコミュニケーションや職場におけるルールや規則、職場の雰囲気、この現状とそれらの改善に関する提案を求めました。新規採用職員等を除く285人を対象にイントラネットによる無記名方式により、令和3年7月の1か月間で行い、回答した職員は274人でした。この職員アンケート結果は、幹部会議へ報告をし問題点の洗い出しや課題解決に向けて対応を協議し、職員にもフィードバックすることにより、職場の環境づくりを意識して行動するよう促しました。令和4年の職員アンケートにつきましては、回

答者の属性や令和3年度の設問項目を見直し、回答者の属性については役職の3区分から、階級7区分にするとともに、任意回答であるものの勤務場所を加えたところです。

また、アンケートに回答するだけでなく、厚生労働省の委託先が開設したサイトである「あかるい職場応援団」を設問中で紹介するとともに、適時、担当参事へ相談するようにしています。職場環境に関しては、仕事と職場について満足度を測定するため、「仕事、職場について」、「職場の人間関係について」、「総合的な職場環境について」を聞いています。回答方法は、令和3年度と同様とし、令和4年6月13日から30日まで実施をした結果、対象者は296人のうち、回答者が288人となりました。アンケート結果から、総合的な職場環境満足度は、「満足」と「まあ満足」、これを加えると57%、「どちらとも言えない」が36%で、「不満足」は7%でした。「不満足」である理由は、「仕事の量や仕事の進め方」、これに対する不満や、「協調性のない人がいる」や、「助け合う雰囲気がない」等、人間関係の不満が多く占めていました。

また、人事評価制度や喫煙所の確立等、多岐にわたって意見や提言がありました。アンケート結果や意見等は、貴重なデータでありエビデンスにもなることから、幹部会議への報告とともに、各課、各署、各委員会等でさらに検討を行い、職場環境の改善に取り組んでいます。

第3点、今後の取組についてです。本消防組合では、住民に信頼される消防職員、組織にとって働きがいのある、風通しのよい職場にしていかなければならないと考えています。風通しのよい職場づくりは一朝一夕にできるものではなく、また、一旦できあがっても、職員の新規採用や人事異動に伴い、その都度、新たな人間関係の中で相互信頼を図っていく必要があると考えています。そのようなことから、組織や業務全体の最適化を考え、職員がやりがいを感じ最大のパフォーマンスを発揮し住民の負託に応えられるよう、現状の制度や取組について不断の見直しを行い、引き続き職場環境改善に取り組んでまいります。以上です。

○岩村議員 それでは若干の再質問をさせていただきます。

まず、第1点の令和3年度及び令和4年度の進捗状況についてですが、先ほどの答弁の中で、令和4年度の取組の中で新たに行われたことが2点報告されていたと思います。

まず、3か月ごとに自らの言動を振り返るセルフチェックを開始したということですが、これは6月の終わりに記者発表されて、資料もいただいておりますけれど、もう少し詳しく、その手法とか内容が分かるように説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石部消防長 それではセルフチェックの手法、もしくは内容の説明でございます。セルフチェックにつきましては、職員一人一人が日頃の行動を振り返り、風通しのよい働きやすい職場環境づくりに取り組んでいくために実施しているものでございます。実施方法といたしましては、効率的に行うため、本消防組合のイントラネットのアンケート機能を利用いたしまして、それからチェック状況を把握するために、その中には職員番号を入力するという形で実施をしております。チェック項目は、総務省消防庁の資料も参考にしながら、ハラスメント関係だけでなく服務規律、こういったものも含めて12項目としております。このデータを取得すると同時に、研修素材の提供、また具体的な改善内容を指示するツールとしても活用をしているところでございます。以上です。

○岩村議員 セルフチェックということですが、結局、アンケートみたいな感じなのか、それとも、結果がすぐ分かって、自分で「俺って今こうなんだな」とか、何か判断できるような、結果がすぐ見れるような内容なのか。

○石部消防長 先ほど答弁申し上げました12項目の中には、例えば「交通法規をきちんと守っていますか」というようなところから入りまして、12項目というふうに申し上げましたけど、実際にどのような形で業務に当たっているのか、そういったところを確認をする、見せていただくために質問をさせていただいて、その変化、常に3か月ごとということで、状況をきちんと認識しているのか、そういったところを確認をさせていただいているということで、即座に「セルフチェックをした」では「どうなってくる」というようなことではないというふうに考えております。以上です。

○岩村議員 ということは、3か月ごとに自分のほうからセルフチェックする、そのイントラネットに行ってチェックした項目が集約できると。執行部から職員さんに答えてねって言うのではなくて、定期的に自分のほうから、3か月经つから自分で積極的にアンケートをやって、執行部のほうで1年ごとにやると、なかなかその変化というのを気付くのも大変だと思うので、成果も見れるという、要は、執行部のほうにいろいろなデータとか、エビデンスを高めるための感じのもの、最終的には、よくアンケートしていくと矢印があって、だんだんこちらに行くのと、例えば、病気のことだったらこんな生活してますかと言ったら、あなたの肝臓が悪くなりやすいですよとか、健康ですとかというふうに出てくるとか、そういう感じじゃないということですよ。ちょっとすいません。ちょっと確認させてください。

○石部消防長 お答えいたします。今、議員おっしゃいましたけど、要は、こちらから質問項目を作っておりまして、それに対して職員自らがそのチェックに入る。それに対して、今どういう状況なんだということを12項目にわたって答えていただくわけですが、そうすることで自分自身も、きちんと出来てるな、もしくは前回とは変わったなといったところが、職員自身も確認ができると思います。

また、その結果を見ますと、我々執行部のほうもどういうふうに関心の変化が起こっている、そういうことを見てとれる、ある意味戒めでもあり、そこにきちんと導いていくというような形で実施をしているものでございます。以上です。

○岩村議員 よく分かりました。答えることによって自分もハッと気付くというようなこともあるということですよ。また貴重なデータというか、皆さんのいろいろな移り変わりというのが把握できるということで、タイムリーに対応できるのではないかとということで、有意義に成果を出せるようにやっていただければと思います。

新しいことが2つあったという中でもう1点、職場環境改善検討委員会とさっき言われてましたけど、6月の記者発表の資料では8つのテーマの中から課題や解決策を検討となっていますけど、先ほどの答弁では4班に分かれて4つのテーマについて検討を行うと先ほど答弁されたのですが、この資料と整合性というか、もう少し詳しく説明していただければなと思います。お願いいたします。

○石部消防長 それでは職場環境改善検討委員会、これの8つのテーマ、また実際には4つだというところの説明について少し追加をさせていただきます。

令和3年度に設置をいたしました職場環境改善検討委員会につきましては、初年度は、本消防組合職員に意見募集をいたしました。この内容によって改善の可否等を検討したところでございます。この度、令和4年度につきましては、この委員会の設置要綱におきまして、まず8つのテーマを参考に、職員の自主運営で行うというふうにしておりまして、より主体的な活動を促していくため委員の選出、同時に各委員で取り組みたいテーマを選定しました。この職場環境改善検討委員会の設置要綱では8つのテーマをまず設定をしています。先ほど申し上げました、「職員の教育に資するもの」、「職場のコミュニケーション活性化」、「事務事業の合理化、費用削減」、「安全衛生の向上策」といった4つのテーマについて答弁申し上げたところですが、これ以外にも、「消防理念の継承や新たな風土形成の醸成」、「住民へのサービスの改善」、「組織イメージの向上」、「その他職場環境改善、社会に貢献できる活動」、こういった、もう4つのテーマも持っていました。その中から、各委員の希望のテーマという形で、先ほどの4つに絞り込みまして、各班でその問題点の洗い出し、また課題の抽出を行いまして、できる限り具体的な提案となるよう運営をしています。これまでに全体会議と班別協議で検討する等、合わせて5回の委員会を開催しておりまして、現在、プレゼンテーション資料の作成をしたところでございます。11月中には内部で発表し報告書にまとめようということを考えてございます。以上でございます。

○岩村議員 分かりました。委員は係長以下の職員16人ということですが、令和3年度、令和4年度4つのテーマに分けたという、その委員というのは最初から変わってない、また、新たに15人集めたのかなと受け取りもできるかなと思ったのですが確認させてください。

○石部消防長 まず、令和3年度の15人ということでした。この時も各署所から均等に委員を募る形にしてございましたけど、この令和4年につきましては、さらに新たな委員の選出ということで実施をしてございます。以上です。

○岩村議員 ということは、今30人いる、それとも15人ずつで変わったということですか。ちょっと確認させてください。

○石部消防長 今現在16名ということでございます。

○岩村議員 入替えもあって15人足したのではないということですね。分かりました。いろいろと工夫されてやられてるなという、また、ちょっと違うような感じで取り組まれたりとか、それからセルフチェック等もタイムリーに、その職員さんのいろんな変化というのを感じたりというのがあると思うので、また本人も僕らも、さっきの病気の話じゃないですけど、自分の生活習慣とかをチェックしたりすると、あっと思うこともあったりするので、それは有効的もしくはそういう結果が出るかなと思っておりますので、また引き続き先ほど言われたように報告をお願いしたいなと思います。

次に、2点目の職場環境改善に関するアンケート結果と活用ということで、あとは要望等にさせてもらおうと思いますが、答弁でもおっしゃられたように、アンケートの結果や意見等は

貴重なデータであり、エビデンスになることから、しっかりその分析と活用に取り組んでいただきたいと思っております。アンケートだけではなくて今のを組合せたら、すごい良い結果に結びつくのではないかなと思います。アンケートの中では説明の見直しというのも、さっき言われてましたが、セルフチェックではありませんけど、昨年度、今年で設問の見直しも良いのですが、同じ項目でどれぐらい変化が良くなったとか、ちょっと悪くなったところとかも比べるものが、こういうアンケート結果ではないかなと思いますので、しっかりとその活用方法を慎重に検討していただいて、良いものになるようにしていただくことを要望して第2点終わりたいと思います。

今後の取組、第3点ということですが、答弁のほうで言われたように、職場の環境改善は職員の新規採用や人事異動に伴い、その都度、新たな人間関係の中で、相互信頼を図っていく必要があるということをおっしゃられました。本当にそこは大切だと思うんですね。全体的に同じアンケートを皆さんにしても、人間関係とさっき出てきましたけど、部署が変わったら、ちょっと合わないとかいろいろあると思うんですね。そこを今、気付かれてると言うか、結局はそういうことなんだろうと思うのですが、いろいろなハラスメントにつながる、その手前のことということで、部署が変わればまた人間関係が変わってくるということであれば、結局はゴールがないというか、同じ人たちだったらこの辺というのがあるかもしれませんが、また変わったら、その都度、そこでゼロからというか、いろいろなことを調べていかなければならないのではないかなと思います。なので、常にバランスを考え、調整し続けていかないといけないと思います。そのためにも、アンケートの実施や直接職員と面談をすること、また、職場環境改善検討委員会の活動が大変重要になってくるのではないかなと思います。

今回この質問を通して、宇部・山陽小野田消防組合の職場環境改善への取組というのが、結構詳しく、先ほどの報道の資料でもちょっと見えないところもあったので、よく分かったかなと思いますので、質問してよかったなと思います。それともう一つ、次長にも提案したのですが、2階の電気暗いのではと思うんですね。いろいろ建て替えとかそういうタイミングでもあるかもしれませんが、可能だったら明るくしたほうが、僕は明るくなるのではないかなと思うんですね。やっぱり暗いとなんか入った瞬間、シュンってなってしまうので、今、宇部市の新庁舎は大変明るくなって、電気が明るくなったら気持ちも明るくなったみたいな表現をする人もいるのですが、ブルーライトだったら犯罪が抑止できるとか何かそういう話も聞いたことあるのですが、もしかしたらあるかもしれないので、ちょっと検討していただければと思います。

こういう環境改善の取組というのは人間関係もあればゴールはないので、いつまでも走り続けなければいけないとは思いますが、たまには給水を我々も差し伸べたいと思いますので、しっかり頑張っていただければなと思います。そして、給水するためにも我々にも定期的な報告をよろしくお願ひしますと要望して、私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○笠井議長 以上で、岩村議員の質問は終わりました。

次に、順位第2番、前田議員の質問席への移動、発言を許します。前田議員。

(前田議員、質問席に移動)

○前田議員 皆さん、おはようございます。山陽小野田市議会議員前田浩司と申します。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、質問を始める前に、市民の生命、財産を守るため、日夜迅速かつ的確な消防行政の運営を推進され、救急患者の搬送や火災時の消火活動、安全業務の管理や予防活動に加え、近年の救急需要に対応するための救急救命士の養成等、多岐にわたる消防の運営に御尽力いただいておりますこと感謝申し上げます。

それでは発言通告書により、救急需要に適切に対応するための取組について質問をさせていただきます。質問をする前に、総務省の令和4年の救急出動件数の公表に基づいて、今回の質問は考えさせていただきます。

救急出動件数について総務省の統計を見ると、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国民の平静意識の向上、不要不急の外出自粛といった行動変容等の影響により、令和元年中の救急出動件数は一時的に減少したものの、令和3年中においては約619万件と前年比で約26万件増加しております。事故種別を見ると、急病が約20万件増加し、年齢別では65歳以上の高齢者の搬送の割合が60%を超えている状況です。こうした高齢者の救急搬送の増加は人口の高齢化を反映した結果でもあります。我が国の人口は徐々に減少し、高齢者の占める割合は逆に増加、これに伴い救急医療の現場で高齢者に遭遇する頻度はますます増加していくと思われまます。いまだ、新型コロナウイルス感染症への対応に予断を許さない状況が続く中、また、今後も高齢化の進展や環境及び生活様式等の変化を背景として、より一層の救急需要の増大及び多様化が懸念されています。このような状況の中で、今後、救急業務を取り巻く諸問題への対応策を十分に検討し、救急業務を安定的かつ持続的に提供しながら救命率の向上を図るために、必要となる取組を実施することが求められており、もって、住民の安心・安全に寄与するものと思われまます。

そこで、宇部市、山陽小野田市を管轄とする本消防組合において、近年の救急出動の状況や、住民への救急に関する教育の在り方、そして、最前線で活動される救急救命士の養成及び計画について、どのような取組をされているのか確認したいがため、救急需要に適切に対応するための取組について質問するものであります。それでは一問一答方式で質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本消防組合管内の令和3年における救急出動の件数と65歳以上の方の搬送人員等、全国と同様な状況かを確認したいのでお尋ねいたします。質問の第1点。本消防組合管内における、救急件数の推移と状況について、よろしく御答弁お願いいたします。

○石部消防長 それでは前田浩司議員の御質問にお答えいたします。

まず、救急需要に適切に対応するための取組についてというところで、第1点、救急件数の推移と状況について問うことについてですが、令和3年の本消防組合管内の救急出場の状況は、救急件数は9,559件で、対前年比413件の増加で4.5%の増加をしています。全国の増加率が4.4%ですので、ほぼ同じ割合となっているところです。搬送人員につきましては、7,658人で、対前年比452人の増加6.2%増加をしています。全国の増加率を見まます

と3.7%となっておりますので約1.5倍というような状況でございます。また、搬送人員のうち、65歳以上の高齢者、これは全体の69%、対前年比では0.1%増加している状況でございます。以上です。

○**前田議員** やはり全国の状況と同様に救急件数は増加し、特に高齢者の割合が高くなっていることが確認出来ました。それでは再質問をさせていただきます。

救急には急病を始め、交通事故やほかに分類されない不慮の事故等、様々な種別があると思います。その中で出動件数が多いものをお答えください。

また、救急需要が高まる中、本当に救急車が必要な緊急時に利用することが重要かと思います。全国的にも救急車をタクシー代わりにしない等、いわゆる救急車の適正利用が呼びかけられていますが、本消防組合管内において、救急車が適正に利用されているかを確認できればと思います。そこで、本消防組合管内における傷病程度別の救急件数をお答えください。

○**石部消防長** それでは第1点の再質問という形で事故の種別、また、傷病程度別の件数ということについての御質問だと思います。

事故種別ごとの件数割合につきましては、まず、急病が5,945件で、全体の62.3%を占めており、対前年比では0.5%減少をしているところでございます。

次いで、一般負傷が1,546件で、全体の16.2%を占めており、令和2年と同等となっております。

また、傷病程度別では、中等症の割合が62.9%で、次いで軽症が27.9%で、双方とも令和2年と同等となっているところです。

本消防組合では、増加する救急需要に適切に対応するため、救急車の適正利用を広く住民に呼びかけ、緊急性のある傷病者のもとに1秒でも早く救急車が到着できるように、軽症者の割合を減少させるよう、11月9日の救急の日等にイベントを開催しまして普及啓発を行っているところでございます。救急車の適正利用のキャンペーンを行った令和元年と比較しますと、軽症者の割合は1.9%減少していますので、今後も救急車の適正利用の普及啓発活動を継続してまいります。以上です。

○**前田議員** 分かりました。軽症者の割合が、ただいまの報告の中で1.9%減少しているということで、救急車の適正利用の啓発が効果を得ているということですね。

次に、いくら救急隊が早く現場に駆けつけても、傷病者を収容できる受入れ先の医療機関の協力が必要だと思います。そこでお尋ねをいたします。本消防組合管内における収容可能な病院数と調整の方法は、どのようにされているのか御答弁願います。

○**石部消防長** それでは本消防組合管内の収容可能な病院数、調整の方法、いわゆる救急医療体制についての御質問だと思います。

本消防組合管内の救急医療体制につきましては、宇部・小野田保健医療圏内の医療機関及び山口県宇部市、山陽小野田市、美祢市の救急医療担当部署等で構成される宇部・山陽小野田美祢広域救急医療対策協議会において、地域の医療機関等と救急医療について協議、調整を図っているところでございます。また、救急隊が傷病者を搬送する際に、この協議会の構成員でもある管内

の12の病院において、輪番で受入れ体制を構築いただいておりますので、この病院群輪番体制に基づき、救急出動時の病院選定を行っているところでございます。以上です。

○前田議員 ありがとうございます。よく分かりました。医療機関との連携も綿密にされているということが確認でき、次に、本消防組合には4消防署4出張所に救急隊を1日当直9台配置されておられ、年間約1万件の救急出場に対応されており、これにドクターカーの運用もされているというふうに伺っております。1日も救急車のサイレンの音を聞かない日がないほど、救急隊の御苦勞は多大なものと感じております。感謝の念に堪えないところです。

しかし、いくら救急隊員が救命率向上のために、知識や手技を身につけても、急病や交通事故に遭遇した人たちに、いかに早く正確な応急措置を行い救急隊員に引き継ぐかが、その人の命が助かるかの鍵になってくると思われます。

そこで、お尋ねをいたします。質問の第2点。救急関係の講習等、普及啓発について問います。御答弁よろしく願いいたします。

○石部消防長 第2点、救急関係の講習等の普及啓発について問うについてでございますが、本消防組合におきましては、宇部・山陽小野田消防組合応急手当の普及啓発の推進に関する実施要綱に基づき、各種救急講習を実施しております。令和3年度におきましては普通救命講習Iを86回開催し、延べ798人の方に心肺蘇生法やAEDの使用方法等について講習をしています。その他にも、上級救命講習等受講対象者に応じた講習を開催し応急手当の普及啓発を行っているところでございます。以上です。

○前田議員 本消防組合においても応急処置の重要性を認識され、特にその現場に合わせたバイスタンダーの養成にも尽力されていることが確認でき、とても安心いたしました。

また、一般の住民の方が体調を崩された等、御自分でどの診療所へ受診すれば良いのか、どの病院に行けば良いのか、また、救急車を呼んだほうが良いのか等、素人ではなかなか判断がつかない場合に相談できる救急安心センター#7119について、県全体で運用していると聞いております。この制度が広く住民に周知されれば、さらに救急車が適正に利用され緊急である救急事案に適切に救急車が運用でき、救命率も向上するのではないかと考えております。

そこで再質問をさせていただきます。救急安心センター#7119は、山口県の事業として運用されているとお聞きしておりますが、どのぐらい浸透しているのか確認したいため、本消防組合で把握されている、この制度の利用状況について、分かる範囲で教えていただければというふうに思います。

○石部消防長 第2点の再質問、救急安心センター#7119の利用状況についてですが、当該事業は、山口県が令和元年7月1日から運用開始されているもので、病気やけが等について医療相談に対して、救急要請や医療機関への受診の要否、適切な対処方法等、医師、看護師によるアドバイスが行われ、また、受診可能な医療機関が案内されるものです。

令和3年度の実績につきましては、山口県全体では8,677件で、そのうち宇部市が1,894件、山陽小野田市が328件、合わせて2,222件の問合せ等があったと報告を受けているところでございます。以上です。

○前田議員 詳しく数字をいただきまして、ありがとうございます。本件につきましても大変よく分かりました。バイスタンダーの養成と救急安心センターの運用によって、本当に救急車が必要な方へ、優先的に出動できるシステムが構築されているというふうに私は認識をさせていただきました。今後も、積極的に広報をされ、利用率の向上に努めていただきたいと思いますというふうに思っております。

次に、平成3年に救急救命士法が制定され、救急救命処置を行うことを業とするものとして、救急救命士の資格が定められております。医師の具体的な指示の基に特定行為が可能となり、より一層の救命率の向上が期待され、救急救命士法が制定されてから30年が経過しております。

本消防組合に配置された救急救命士の人数は、実際、足りているのでしょうか。消防署、出張所への配置状況等をあわせて、現状を質問させていただきます。質問の第3点、救急救命士の現状について問う、御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○石部消防長 それでは第3点、救急救命士の現状について問うについてですが、令和3年度から令和5年度までの宇部・山陽小野田消防組合後期実行計画では、救急業務体制の強化として運用救命士を令和5年度末までに54人確保する目標を掲げています。この運用救命士とは、本消防組合の基準において55歳未満、かつ、実際に救急出場する救急救命士をいうものです。

また、目標人数については、救急車1台につき常時2人の救急救命士を乗車させる場合の必要人数で、4署4出張所で全体で54人となります。現在、運用救命士数は51人ですが、今年度さらに3人を運用救命士として登録する予定としております。令和4年度末には目標を達成できる見込みとなっております。以上です。

○前田議員 ただいまの答弁の中で、救急車1台につき常時2名の救急救命士を搭乗させるということを目ざとされておられるということが確認でき、救急救命士をさらに養成されるという話でした。今後も住民の安心・安全のために、計画的に事業を展開していただきたいと思いますというふうに思っております。目標値はあと3人です。しっかり頑張っていただければというふうに思います。

ところで、救急体制のことで素朴な疑問があります。再質問させていただきます。救急車1台に救急救命士を搭乗させるということでありました。もし、救急救命士の方が、突然体調を崩されるなり病気になることも想定されます。そのようなときに、救急車は救急救命士を搭乗させない状況での運用等の対応について御答弁願ひします。

○石部消防長 第3点、救急救命士の現状について問うの再質問といたしまして、救命士不在時の対応について、例えば救急救命士が発熱等により、急遽、休暇を取得する必要が生じた場合、当該所属に救急救命士が不在となった場合でございますけど、消防署所間で調整をしまして、救急救命士を派遣をすることで不在を補っています。

さらに、消防署所間での調整がつかない場合につきましては、消防局警防課等に配属されております、救急救命士の有資格者を不在となった署所に当直させて対応しているところでございます。以上です。

○前田議員 御答弁ありがとうございます。救急車には原則1人は救急救命士が搭乗され、高度

な処置が可能ということによろしいわけですね。これが今後、2人が搭乗されるということになりますと、引き続き計画的な養成が必要になってくると思います。

次に、先ほど、救急救命士の人数や体制について御答弁いただきましたが、救急救命士になるためには大変な知識の習得が必要ではないかと思えます。

救急救命士になるための教育や今後の養成計画等、その状況について説明をいただきたいので質問をさせていただきます。質問の第4点、今後の救急救命士の養成計画について問う、よろしく願います。

○石部消防長 第4点、今後の救急救命士の養成計画について問うについてでございます。

本消防組合では、毎年2人の職員を前期後期に分けて、救急救命士養成研修所に入所させ救急救命士の養成を図っているところでございます。救急救命士の養成につきましては、通常、新規採用者は、山口県消防学校に入校し新任教育課程において250時間以上の救急に関する教育を受けます。その後、各署へ配属され救急業務に5年従事するか、救急活動時間の合計が2,000時間以上経過した者が、厚生労働省が指定をする各研修所において835時間以上、期間にいたしまして約6か月間の教育を受け、国家試験に合格する必要があります。その後、山口大学附属病院で2か月間の就業前の研修を受け、運用救命士として活動を開始することとなります。先ほど答弁させていただいたとおり、後期実行計画における運用救命士数につきましては目標を達成する予定ですが、55歳以上の救急救命士は運用救命士外とすることや、人材育成を目的に円滑なジョブローテーションを行うため、今後も継続して救急救命士を養成をしていきます。以上です。

○前田議員 ありがとうございます。前段でも申し上げましたけれども、全国的に高齢化の進展に伴い救急件数も増加傾向にあり、この状況を踏まえ、適切な救急活動を実施するための対応として本消防組合の取組について、しっかり確認をさせていただきました。特に高度な処置が可能な救急救命士の養成は必要不可欠なことだと感じております。救急救命士の資格を取得することが大変であるということは理解出来ましたが、人の命を預かる職として、ますます御精進をお願いしたいというふうに思っております。

11月9日から高齢者の交通事故防止県民運動、並びに秋の火災予防週間になっております。年内、慌ただしい日が続きますけれども、今後とも、住民の命を守るための救急体制の強化をお願いいたしまして、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○笠井議長 以上で、前田議員の質問は終わりました。

これにて、一般質問を終結いたします。この際、換気のため暫時休憩をいたします。再開は11時10分とします。

—————午前11時05分休憩—————

—————午前11時10分再開—————

○笠井議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第11号について

○**笠井議長** 次に、日程第4、議案第11号令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者 登壇)

○**篠崎管理者** 皆様、改めましておはようございます。本日ここに、令和4年11月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは議案第11号令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件の提案理由について御説明をさせていただきます。本件については、監査委員の審査を経ましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づいて議会の認定を求めるものです。

令和3年度も、国・地方ともに厳しい財政状況の中、宇部市と山陽小野田市の負担抑制に配慮しつつ、住民が安全で安心して暮らせるよう消防防災体制の充実・強化を図るため、消防車両、消防用資器材等の整備、関係機関との連携及び危機管理体制の強化を実施し、消防業務の計画的かつ効果的な遂行に取り組んでまいりました。この結果、令和3年度の決算における歳入決算額は28億9,602万3,089円、歳出決算額は28億7,219万733円となり、差引2,383万2,356円の剰余金が生じました。この剰余金の処分につきましては、今後の補正において構成市の分担金で精算することになります。

詳細につきましては石部消防長に説明させますので、御審議のほどよろしく願います。

○**笠井議長** 石部消防長。

○**石部消防長** それでは議案第11号について申し上げます。

お手元に配布しております一般会計歳入歳出決算書・一般会計歳入歳出決算附属書の16ページをお開きください。

まず、歳出から御説明いたします。

議会費は支出済額29万5,026円で、主なものは議員報酬となっております。

次に総務費は、支出済額1,939万573円で、主なものは17ページに記載のとおり、総務管理費は報償費の各種委員等謝礼、委託料の検診委託料、訴訟委託料、負担金補助及び交付金の出納事務負担金、監査委員費は監査事務負担金となっております。

次に消防費は、19ページに記載のとおり支出済額27億3,094万7,444円で、このうち常備消防費が26億3,267万3,912円、消防施設費が23ページに記載のとおり9,827万3,532円となっており、常備消防費の主なものは19ページに記載のとおり給料・職員手当等・共済費で児童手当を除く、いわゆる人件費の合計が23億9,025万3,862円で消防費決算額の87.5%を占めております。

消防施設費の主なものは、23ページに記載のとおり、委託料のうち、庁舎改修工事にかかる調査測量設計委託料、備品購入費のうち、事業用器具として防火衣、潜水等器具、消防用ホース等の消防用資機材の購入費用と、特殊車両として高規格救急自動車1台、資機材搬送車1台、合

計2台の購入費用となっております。

次に公債費は、1億2,155万7,690円で、23ページに記載のとおり組合債元金償還金と長期債利子でございます。

予備費については、23ページに記載のとおり一般管理費の報償費へ充用しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。12ページをお開きください。

分担金及び負担金は、収入済額27億7,698万4,778円で、13ページに記載のとおり分担金は、構成市からの分担金及び特別分担金で、負担金は、山口県へ派遣しております職員2人分の職員派遣給与費負担金でございます。

次に、使用料及び手数料は、収入済額2,912万8,900円で、主なものは13ページに記載のとおり、危険物関係手数料となっております。

次に、県支出金は、収入済額1,334万円で、これは消防用車両等整備事業に係る石油貯蔵施設立地対策事業費補助金でございます。

次に、繰越金は、収入済額2,931万4,945円で、これは令和2年度の歳計剰余繰越金でございます。

次に、諸収入は、収入済額465万4,466円で、主なものは15ページに記載のとおり、高速道路救急支弁金収入となっております。

次に、組合債は、収入済額4,260万円で、これは消防用車両等整備事業に係る消防施設整備事業債でございます。

また、27ページに実質収支に関する調書、28ページからは財産に関する調書がありますので、詳細につきましては御参照いただきたいと思います。説明は以上です。

○**笠井議長** 以上で管理者の提案理由の説明は終わりました。

次に、本件に関し監査委員から決算審査意見の報告を求めます。廣中監査委員。

(廣中監査委員 登壇)

○**廣中監査委員** それでは令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算に係る審査結果について御説明申し上げます。お手元の審査意見書の1ページを御覧ください。

まず、審査の結果についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、宇部・山陽小野田消防組合監査基準に準拠し、関係帳簿、証拠書類等により照合調査を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について審査を行いました。

その結果、決算書等については、関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、予算の執行についても、適正に行われていることが認められたことを御報告いたします。

次に、審査意見書1ページから2ページの第6の審査意見についてですが、まず、総括では、決算の収支状況、また、歳入、歳出それぞれの構成内訳、前年度数値と比較した増減の額やその主な理由等について説明をさせていただいています。

また、意見としては、引き続き、経費節減や財源の確保により健全な財政運営を図りながら、

新型コロナウイルス感染症の影響等による高度・複雑化した対応を求められる中であって、住民の安心・安全な暮らしを支える消防・救急体制の充実・強化に努めていただくことを要望しています。

以上、甚だ簡単ではありますが、令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計決算に係る審査結果についての説明を終わります。

○笠井議長 以上で、監査委員の決算審査意見の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号は、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第11号は認定することに決定しました。

日程第5 議案第12号について

○笠井議長 次に、日程第5、議案第12号令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第3回)を議題といたします。本件に関し管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者 登壇)

○篠崎管理者 それでは議案第12号の提案理由について御説明をさせていただきます。

議案第12号令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第3回)について、第1表のとおり消防指令センター更新支援業務に伴い債務負担行為を追加するものであります。

これは、平成25年度から運用中の消防指令センターについて、老朽化等に起因する更新整備のため、実施設計を含む更新支援業務を行うものであります。説明は以上です。

○笠井議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第6 報告第2号について

○笠井議長 次に、日程第6、報告第2号専決処分を報告し承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第4号））に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者 登壇)

○篠崎管理者 報告第2号につきましては、議会を招集することが困難であったため、地方自治法第179条第1項の規定により管理者の専決処分としましたので、地方自治法第179条第3項の規定によって、これを報告し承認を求めるものであります。

報告第2号専決処分を報告し承認を求める件、宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第4号）についてです。

これは、人事院規則の一部改正の趣旨を踏まえ、職員の育児休業の充実を図るため、令和4年4月にも一部改正されていますが、更に育児休業を取得しやすい環境の整備のため、正規職員及び非常勤職員に関する制度について所要の整備を行うものです。

なお、施行日は、令和4年10月1日です。

○笠井議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第2号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、報告第2号は承認することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○笠井議長 これにて、令和4年11月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を閉会いたします。

—————午前11時22分閉会—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月11日

議 長 笠 井 泰 孝

署 名 議 員 山 下 則 芳

署 名 議 員 山 田 伸 幸